

○鳥羽市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成29年12月25日告示第96号

鳥羽市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）が成年後見制度を円滑に利用できるよう、市長による成年後見開始などの審判（以下「市長による審判」という。）の申立てに係る手続及び当該申立てに要する費用の負担について定めるとともに、成年後見制度利用に係る費用の助成等の実施について必要な事項を定め、もって要支援者の自立した生活を支援することを目的とする。

(市長による審判の申立て)

第2条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、特に必要があると認めるときは、審判の申立てを行うものとする。

(要件の審査)

第3条 市長による審判の申立てを行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本人の判断能力の程度、4親等内の親族（3親等又は4親等の親族にあつては、審判を請求する者の存在が明らかな場合に限る。）による支援の可能性、当該要支援者等に対する支援の内容などを総合的に勘案し、第14条に規定する鳥羽市成年後見制度利用支援事業審査会の審査を経て、決定するものとする。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費

等の支給決定を行っている者

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者

（２） 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

（３） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

（４） 生活保護法第19条の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者（申立ての種類）

第4条 市長による審判の申立ての種類は、次のとおりとする。

（１） 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判

（２） 民法第11条に規定する保佐開始の審判

（３） 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判

（４） 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判

（５） 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

（６） 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判

（７） 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

（申立てに要する費用の負担）

第5条 市長は、市長による審判の申立てを行うときは、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用、鑑定料その他の審判の申立てに要する費用を負担するものとする。

2 市長は、前項の審判の申立てに要する費用について、要支援者又はその関係者が負担すべき事情があると判断したときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第29条に基づく家庭裁判所の審判を求める申立てを行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の家庭裁判所の審判があったときは、当該審判に定める額の範囲内で、当該審判を受けた要支援者又はその関係者に対して、審判の申立てに要した費用に係る請求書（様式第1号）により、当該費用の全部又は一部を求償するものとする。

（後見開始の審判等に要する費用の助成）

第6条 市長は、要支援者が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の選任を受けたときは、次に掲げる費用の全部又は一部に対する助成金（以下「成年後見助成金」という。）を交付することができる。

（1） 後見開始の審判等の申立てを行なった要支援者（第3条各号のいずれかに該当する者に限る。）又は当該者に代わり当該後見開始の審判等の申立てを行なった者（以下「申立代理人」という。）が負担した申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用、診断書料及び鑑定料

（2） 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が成年後見人等（当該者が民法第725条に規定する親族である者を除く。）に付与する報酬

2 前項第2号に掲げる費用に係る成年後見助成金の額は、家庭裁判所が審判した報酬額と報酬付与の決定月数（1月未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとし、24月を超えるときは24月とする。）に次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に掲げる金額を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

（1） 施設入所者 18,000円

（2） 前号以外の者 28,000円

3 成年後見人等に対する報酬の助成の申請は、助成の申請を行う日（以下この項において「申請日」という。）の2年前の日の属する月から当該申請日の属する月までの期間に係る報酬について行うものとする。ただし、当該期間は、報酬付与の審判において決定された報酬付与対象期間を超えることはできない。

（成年後見助成金の交付対象者）

第7条 成年後見助成金の交付を受けることができる者は、成年被後見人等又は申立代理人で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、申立代理人が助成を受ける場合は、成年被後見人等及び申立代理人のいずれもが当該各号のいずれかに該当する場合に限る。

（1） 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

（2） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者

（3） 資産及び収入の状況から第1号に準じると認められる者

（成年被後見人等死亡時の助成の特例）

第8条 次条第1項に規定する申請を行う前に申請者が死亡した場合又は報酬付与審判が成年被後見人等の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を交付対象者とすることができる。

（成年後見助成金の交付申請等）

第9条 成年後見助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥羽市成年後見助成金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、鳥羽市成年後見制度利用支援事業審査会の審査を経て、成年後見助成金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に対し、鳥羽市成年後見助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、その旨を通知しなければならない。

（申請期間）

第10条 前条第1項の規定による申請をすることができる期間は、次に定めるとおりとする。

（1） 第6条第1項第1号に掲げる費用については、後見等開始審判の確定日から起算して1年以内とする。

（2） 第6条第1項第2号に掲げる費用については、報酬付与の審判確定日から起算して1年以内とする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、成年後見助成金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(成年後見助成金の請求)

第12条 受給者は、成年後見助成金の交付を受けようとするときは、鳥羽市成年後見助成金交付請求書(様式第4号)に必要な書類を添付して、市長に請求しなければならない。

(成年後見助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により成年後見助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その成年後見助成金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(鳥羽市成年後見制度利用支援事業審査会)

第14条 市長による審判の申立ての可否及び種類並びに成年後見助成金の交付の可否を審査するため、鳥羽市成年後見制度利用支援事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 健康福祉課長(社会福祉事務所長)
- (2) 社会福祉事務所次長
- (3) 地域包括支援センター長
- (4) 地域包括支援センターの職員のうち健康福祉課長が指名する者
- (5) 高齢者及び障害者福祉担当の課長補佐又は係長
- (6) 介護保険担当の課長補佐又は係長
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 審査会に会長を置き、健康福祉課長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審査会は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

- 3 審査に当たっては、要支援者及びその家族、主治医並びにその他専門家の意見を尊重するものとする。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年1月1日から施行する。

(鳥羽市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱の廃止)

- 2 鳥羽市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱（平成17年告示第18号）は、廃止する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

	第	号
	年	月
		日
様		
	鳥羽市長	印

審判の申立てに要した費用に係る請求書

成年後見開始の審判の請求を 家庭裁判所に行いました事件 年（家）第 号
について鳥羽市が負担しております手続費用が、家事事件手続法第 28 条第 2 項第 2 号に
基づき 様の負担となりましたので、次のとおり納付願います。

1 審判請求の内容

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 審判請求の類型

2 審判請求に要した費用

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 申立手数料（収入印紙代） | 円 |
| (2) 後見登記手数料（収入印紙代） | 円 |
| (3) 送達・送付費用（郵便切手代） | 円 |
| (4) 鑑定料 | 円 |
| (合 計) | 円 |

3 費用の納付について

- | | |
|----------|-------|
| (1) 請求金額 | 円 |
| (2) 納付期限 | 年 月 日 |

※ 同封の納入通知書により、金融機関でお納めください。

様式第 2 号（第 9 条関係）

鳥羽市成年後見助成金交付申請書				
年 月 日				
鳥羽市長 様				
鳥羽市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 9 条に基づく鳥羽市成年後見助成金について、下記の額を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。				

記

申請者 (申立人・ 成年被後見 人)	氏 名					
	住 所					
	生年月日	年	月	日	年齢	歳
	電話番号					
代理人 (成年後見 人等)	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
本 人	氏 名					
	住 所					
	生年月日				年齢	歳
助成金の内容 (該当するものに○)		・ 申立て費用（第 6 条第 1 項第 1 号） ・ 後見報酬（第 6 条第 1 項第 2 号）				
後見等類型 (該当するものに○)		成年後見 保 佐 補 助				
請 求 額		円				

添付書類

- 申立て費用関係
- 1 審判請求費用の明細がわかるもの
- 後見報酬関係
- 1 報酬付与の審判書の写し
- 2 登記事項証明書の写し
- 3 その他

様式第 3 号（第 9 条関係）

	第	号
	年	月
		日
様		
	鳥羽市長	印

鳥羽市成年後見助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用助成金について、次の
とおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定

申請者 (申立人・ 成年被後見 人)	氏 名					
	住 所					
	生年月日	年	月	日	年齢	歳
	電話番号					
代理人 (成年後見 人等)	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
本 人	氏 名					
	住 所					
	生年月日				年齢	歳
助成金の内容 (該当するものに○)		・ 申立て費用（第6条第1項第1号） ・ 後見報酬（第6条第1項第2号）				
後見等類型 (該当するものに○)		成年後見 保 佐 補 助				
助成決定額		円				

2 却下

理由	
----	--

様式第 4 号（第12条 関係）

鳥羽市成年後見助成金交付請求書

年 月 日

鳥羽市長 様

(申請者) 住 所
氏 名 印
電話番号
(受給者との関係) 本人・ ()

年 月 日付け 第 号により助成決定を受けた、鳥羽市成年
後見助成金として、下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

金融機関・支店名	
口座番号	普通・当座
フリガナ 口座名義人	